

第 2 回検討委員会での意見とその対応

番号	意見要旨	対 応
1	<p>近年、太陽光施設は、設置場所がなくなってきており、周辺住民や周辺環境との摩擦の問題も起きている。そういった課題も記載すべきである。(山内委員)</p>	<p>第 2 章 「3 本県における地球温暖化対策」の「(キ) 再生可能エネルギー・水素」に係る「今後の課題」(P42) に、太陽光発電の抱える課題(住民との合意形成、自然環境への影響の低減 等)を記載しました。</p>
2	<p>渥美沖は非常に風況が良く、洋上風力に適した海域だと考えているが、洋上風力についての記載がない。2030 年度までの目標であれば、例えば、「2030 年度までに再エネ海域利用法に基づく協議会を立ち上げる」等、途中経過でもよいので、目標的なものを示されたい。(橋本委員)</p>	<p>洋上風力については、国の第 6 次エネルギー基本計画等においても、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた切り札として期待されています。</p> <p>一方で、洋上風力の設置については、利用可能海域の選定に際し、漁業や自然環境に加え、大型船舶等の海上交通に与える影響等を考慮して検討することが不可欠であります。本県の戦略に記載するには、利害関係者との十分な調整を経て、その調整結果を踏まえた内容とすることが必要であると考えられるため、現時点で具体的な施策として記載することは難しいと考えます。</p> <p>以上を踏まえ戦略においては、第 3 章 「2 2050 年カーボンニュートラルの社会像」(p43) に洋上風力について触れ、資料編 (p8) に風況の良い海域を図示しました。</p>
3	<p>国は水素を全面に出しておらず、水素の多くをメタネーションに使うとしている。「水素」と「カーボンニュートラルに向けたメタンの活用」の両方を書いた方がよい。(小林委員)</p>	<p>第 3 章 「2 2050 年カーボンニュートラルの社会像」に、グリーン水素の輸入・供給に関する拠点の整備」及び「脱炭素型メタネーションの確立」を記載しました。(p43)</p>

番号	意見要旨	対 応
4	<p>国土交通省では、「鉄道分野におけるカーボンニュートラル加速化検討会」で鉄道の脱炭素の方向性を検討しており、今年8月に中間とりまとめが公表された。</p> <p>鉄道は環境にやさしい交通機関であり、鉄道会社の脱炭素化や沿線の街づくりの中で、再生可能エネルギーの導入やスマートシティについて、今後の方向性を記載されたい。(山内委員)</p>	<p>第3章 「3 2030年度における目指すべき社会像」の「交通・運輸・鉄道」(P47)において、以下のとおり記載しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貨物鉄道輸送へのモーダルシフトの推進に向けた取組、エネルギー効率の良い鉄道車両の導入、鉄道施設等で再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの取組が進んでいます。 ・ AIの活用やMaaSの社会実装を始めとした官民連携整備等による多様な交通モードの接続により、交通の更なる利便性の向上が図られています。
5	<p>「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」(令和3年9月資源エネルギー庁)が達成されることを前提として、排出量の削減目標等の設定に電力排出係数0.25kg-CO₂/kWhを使用しているが、国は野心的な目標としてこの排出係数を示しており、その実現には、徹底した省エネと技術のイノベーションが前提である点を理解した上で、資料に記載する表現を考えられたい。(橋本委員)</p>	<p>第3章 「4 温室効果ガスの排出削減目標」において、「2030年度の電力の需給構造等が達成されることを前提」としていることや、この需給構造等について「国は『46%削減に向け徹底した省エネルギーや非化石エネルギーの拡大を進める上での需給両面における様々な課題の克服を野心的に想定した場合に、どのようなエネルギー需給の見通しとなるかを示すもの』としている」ことを記載しました。(p49)</p>
6	<p>吸収源の具体的な削減効果は検討しているのか。(山本委員)</p>	<p>国の「地球温暖化対策計画」を踏まえ、全国と本県の森林面積の割合により、本県の2030年度における森林による吸収源を330千トンと算定しました。(p52)</p>
7	<p>京都議定書やパリ協定では、吸収源・吸収量として認められるのは、森林として認定されている土地だけであり、都市の中に木を植えても直接的な吸収源にならないのではないか。(山本委員)</p>	
8	<p>カーボンニュートラルは産業を衰退させるのではなく、生産性も高めつつ、温室効果ガスを減らすという、産業県だからこそという点を強調して、戦略を作り上げることが重要である。(小林委員)</p>	<p>第3章 「6 戦略の推進にあたっての取組の視点」に、「環境と経済が相反するのではなく、これらが好循環し、『デカップリング』を加速する社会が求められます。」と記載しました。(p55)</p>

番号	意見要旨	対 応
9	この地域には、カーボンニュートラルの実現に向けて活用できる新しいサービス、研究、技術が多くあるので、そのようなスタートアップ企業等の実装を県がサポートしていただきたい。(山田委員)	第4章「1 重点施策」の重点施策1「脱炭素プロジェクトの創出・支援」において、「愛知発のイノベーションを絶え間なく創出していくため、革新事業創造提案プラットフォームの構築（革新事業創造戦略の策定や、社会課題の解決と地域の活性化を目指す官民連携プロジェクトを創出）」を記載しました。(p61)
10	公共交通のさらなる充実や発展は、今後の家庭部門における温暖化防止においても必要なことでもある。運輸部門と家庭部門の取組が繋がっていることが分かるようにされたい。(吉田委員)	第4章「1 重点施策」の重点施策2「意識改革・行動変容」に、省エネ家電や簡易包装の商品を選ぶなど消費行動に加え、 <u>住生活、交通利用などのあらゆる場面</u> において、地球温暖化対策に資する「賢い選択 (=COOL CHOICE)」を実践する必要があること、またそのための施策として、「あいち COOL CHOICE」県民運動に加え、ゼロエミッション自動車の普及、「エコ モビリティ ライフ」の普及活動を位置づけました。(p61、62)
11	住宅の省エネ化の質が諸外国に比べて遅れている。住宅の省エネ化を進める上で、中小企業が役立てる可能性も考えられる。(榊原委員)	第4章「1 重点施策」の重点施策3「建築物の脱炭素化の推進」に、全国の新築注文戸建のZEH化率の推移の経年変化を記載しましたが、全国的に一般工務店（中小企業）は、ハウスメーカーと比べ、ZEH化率が低い傾向にあるとされています。(p64) このため、施策として「あいちエコ住宅ガイドラインによる周知」を位置づけ、この中で、一般工務店（中小企業）への周知を行っていきます。(p65)
12	水素ステーションを整備するに当たって、自家用車向けの整備を中心に進めるのか、トラック向けの整備を中心に進めるのか戦略の中で触れたほうがよい。(榊原委員)	事業用・自家用に関わらず、当面の間は、設置件数が少ない水素ステーションの整備を加速、普及させていく必要があると考えます。なお、本県では、補助金制度を設け、水素ステーションの普及を推進しています。

番号	意見要旨	対応
13	第4章の各施策の後ろに「新規」や「取組強化」という記載があるが、このような表現が最終的に残るのか。それとも、「今までの取組を強く推進する」等の表現に変えるのか。(雪田委員)	今回の「あいち地球温暖化防止戦略 2030」が改定版であることから、本文中に「新規」や「取組強化」について記載します。なお、この凡例の意味を脚注に詳しく記載しました。(p75)
14	再生可能エネルギーの導入目標について、2030年以降を見据えて熱利用も入れた方がよい。(吉永委員)	第2章「3 本県における地球温暖化対策」の「(4)ウ 部門別の増減要因と課題」の「(キ)再生エネルギー・水素」に、太陽熱利用システムの近年の導入台数、課題を記載しました。(p41、42) また、第4章「2 部門別の個別施策」において、新築住宅・既存住宅の省エネ化の促進において、太陽熱利用システムの普及を促進していく旨を記載しました。(p77) さらに、同章の住宅に関するコラム(p79)に太陽熱利用システムを記載しました。
15	中小企業が地球温暖化対策に取り組む際には、大企業の動きを見ながら進めることが多いので、中小企業が対応しにくい計画は避けられたい。(榊原委員)	第4章「2 個別施策」の「(2)産業及び業務部門対策」等において、事業者に期待する行動・取組等を記載していますが、これにより事業者の事業活動に制限・制約が課せられるものではありません。(p80等) また、同項「各主体の行動・取組等を促進する県の施策等」において、大規模事業者や中小規模事業者による脱炭素型の事業活動を促進する本県の取組を記載しており、それぞれの実態に応じた取組を推進してまいります。(p81、82)
16	ヒートポンプやインバーター、LEDは言われるが、発電機やポンプといった電力モータではない動力を使う「産業機器」の脱炭素化が重要であるが、あまり注目されていない。産業機器にバイオエタノールやBDFといったバイオ燃料との組み合わせが考えられる。(小林委員)	第4章「2 部門別個別施策」の「(2)産業及び業務部門対策」の「各主体に期待する行動・取組等」に、以下を記載しました。(p80) ・ 産業機器(発電機、ポンプ等)のバイオ燃料(バイオエタノール等)使用による脱炭素化(p80)

番号	意見要旨	対 応
17	<p>小中学校の校舎は、無断熱で教室の場所により、冷暖房の効きに偏りが生じる。義務教育の教育環境を守るため、小中学校の施設の断熱化について記載されたい。</p> <p>(吉永委員)</p>	<p>第4章「2 部門別個別施策」の「(2)産業及び業務部門対策」において、「市町村に期待する行動・取組等」として、以下を記載しました。(p81)</p> <ul style="list-style-type: none"> 自らの事務・事業から発生する温室効果ガスの低減に向けた率先的・積極的な取組、庁舎等の断熱性能の向上・再生可能エネルギーの積極的な導入、及び取組を通じた県民・事業者等地域全体への波及
18	<p>地球温暖化対策推進法の改正により愛知県地球温暖化防止活動推進センターの役割に住民に加え、事業者に対する啓発・広報活動を行うことが追加されたことを踏まえて、第4章の「各主体に期待する役割・取組等」の記載を考えられたい。(清本委員)</p>	<p>第4章「2 個別施策」の「(2)産業及び業務部門対策」及び「(8)脱炭素社会の形成に向けた人づくり」において、「愛知県地球温暖化防止活動推進センターに期待する行動・取組等」として、以下を記載しました。(p81、113)</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>事業者に対する</u>情報提供や普及啓発活動に努めます。
19	<p>中小企業になればなるほど、何をすればよいか分からない、どうすればよいか分からないというところが多い。少しずつCO₂排出量の可視化が広がっているが、今後どこからCO₂が排出されているかが分った後に何をすればよいかというコンサル的な分野が重要になってくる。</p> <p>より細かくサポートできるような制度や取組の強化が必要である。(山田委員)</p>	<p>第4章「2 個別施策」の「(2)産業及び業務部門対策」において、「各主体の行動・取組等を促進する県の施策等」として、以下の取組を記載しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者が、自社の温室効果ガスの排出量を算定や算定結果等を踏まえた対策の検討に必要な支援や情報提供を行います。(p82) 金融機関等と連携し、ESG投資やTCFD、SBT等に関するセミナーの開催等により、事業者の脱炭素経営を促進します。(p83)
20	<p>今後は各事業者が自社でどれだけCO₂を排出しているのかを把握し、それをどれだけ削減できたかを明示していくことがますます求められるようになる。企業の負担軽減や排出量の算定に関する集合型セミナーの開催等の支援が必要である。(村上委員)</p>	

番号	意見要旨	対 応
21	<p>自動車物流が発達している愛知県ならではの脱炭素に向けた取組が必要である。(森川委員)</p>	<p>第4章「2 個別施策」の「(3)運輸部門対策」において、「各主体の行動・取組等を促進する県の施策等」として、以下の取組（物流分野のグリーン化）を記載しました。(p90)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宅配分野でのEVやEVバイクの活用について、補助制度の周知や先進事例の発信により、導入を促進します。 ・ 今後の車両の開発状況や国内外の実証事業の動向等を踏まえ、幹線物流を担う大型トラック等へのFCVの導入促進のための取組について検討します。 ・ 環境に配慮した輸送方法への転換を図るモーダルシフトを推進するため、関係者と連携して「エコレールマーク制度」の周知を図ります。
22	<p>愛知県の都市部は平坦なところが多く、公道が広くて、自転車の走行空間が他県に比べて確保しやすいため、自転車の活用に関する取組が必要である。(森川委員)</p>	<p>第4章「2 個別施策」の「(3)運輸部門対策」において、「各主体の行動・取組等を促進する県の施策等」として、以下の取組（過度の自動車利用の抑制）を記載しました。(p91)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車に頼り過ぎず、自動車と公共交通などのバランスが取れた交通社会を創っていくため、クルマ（自家用車）と公共交通、自転車、徒歩などをかきこく使い分けるライフスタイル「エコモビリティ ライフ」の普及を図ります。 ・ 「愛知県自転車活用推進計画」に基づき、自転車通行空間の計画的な整備や自転車利用を促進します。
23	<p>SAF (Sustainable aviation fuel : 持続可能な航空燃料) について、検討している取組があれば説明していただきたい。(村上委員)</p>	<p>第4章「2 個別施策」の「(3)運輸部門対策」において、「事業者に期待する行動・取組等」として、以下を記載しました。(p94)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SAF (Sustainable aviation fuel : 持続可能な航空燃料) の活用

番号	意見要旨	対応
24	<p>例えば、水と緑を増やす、保水性補装材を使用する、ヒートアイランド対策などのまちづくりに関する取組があるとよい。(森川委員)</p>	<p>第4章「2 個別施策」の「(4)「地域」における脱炭素」において、「各主体の行動・取組等を促進する県の施策等」として、以下の取組を記載しました。(p97)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の特性を生かしつつ、それぞれの課題に応じた環境負荷の小さな都市づくりを積極的に進めるため、「都市部における低炭素化」の考え方を取り入れた「都市計画区域マスタープラン」を踏まえた都市づくりを推進します。 <p>※ マスタープランの基本方針では、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全、災害時の避難経路の確保といった観点から、自然的環境インフラネットワークの形成を図る。</p> <p>また、同章「(5)温室効果ガスの吸収源対策」において、「各主体の行動・取組等を促進する県の施策等」として、以下の取組を記載しました。(p111)</p> <ul style="list-style-type: none"> 公園、道路、河川等の公共施設の緑化を推進します。 水辺の緑の回廊整備事業により、地域住民に親しまれる良好な水辺林の保全を図ります。
25	<p>再エネ促進区域について、これは県の実行計画なので、こういう促進事業をしてほしいという愛知県の戦略があった上で、市町村が促進区域を設定するのが本来の姿である。県は、促進区域を設定することを支援するのではなくて、促進事業をどのように設定するかを支援されたい。(曾山委員)</p>	<p>本県としては、市町村が地域に貢献する促進区域を設定し、その趣旨に沿った事業が行われることが重要であることから、第4章「2 個別施策」の「(4)地域における脱炭素化」において、「各主体の行動・取組等を促進する県の施策等」を以下のとおり修正しました。(p98)</p> <p>【新】 愛知県基準等に基づき市町村において地域の実情を踏まえた促進区域が設定され、地域に貢献する地域脱炭素促進事業が実施されるよう必要な支援を行います。</p> <p>【旧】 愛知県基準等に基づき市町村において促進区域の設定が進むよう、必要な支援を行います。</p>

番号	意見要旨	対 応
26	<p>製造業では熱エネルギーをいかに低炭素化・脱炭素化していくかが重要になってくる。化石燃料を使わざるを得ない中で、メーカー等がCO₂の分離・回収や、それを使ったカーボンリサイクルの技術開発に取り組んでいるので、こうした取組の内容を記載されたい。 (森井委員)</p>	<p>第4章「2 個別施策」の「(5) 再生可能エネルギー等の利活用の推進」において、「事業者・大学・研究機関に期待する行動・取組等」として、以下を記載しました。(p99)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者、大学、研究機関、県等の連携による、地球温暖化対策に関する革新的技術の研究開発（蓄電池、水素、メタネーションCO₂の分離・回収等） <p>また、中部電力グループのカーボンリサイクル (p103)、東邦ガス株式会社のメタネーションの実用化 (p104) を、各社の御協力の下、コラムとして掲載いたします。</p>
27	<p>バイオマス発電を2030年に現在の2.5倍程度増加することを見込んでいるのであれば、間伐材や製材端材等の未利用材を有効利用する必要がある。企業の炭素会計においてCO₂削減（吸収量）に繋がることから、企業が支援している例もある。このように企業のメリットと上手く組み合わせることを記載されたい。(山本委員)</p>	<p>バイオマスの将来推計は、FITの認定状況等を踏まえて、2030年度における導入量を予測したものです。</p> <p>第4章「2 個別施策」の「(5) 再生可能エネルギー等の利活用の推進」において、「事業者に期待する行動・取組等」として、以下を記載しました。(p109)</p> <ul style="list-style-type: none"> 間伐材や製材端材等の未利用材を有効利用 <p>また、同章において、「各主体の行動・取組等を促進する県の施策等」として、以下の取組を記載しました。(p109)</p> <ul style="list-style-type: none"> 植栽や間伐など適切な森林整備を進めます。(中略) さらに、間伐材の有効利用を促進します。 <p>加えて、間伐材を温泉加温ボイラーの燃料に活用する取組をコラムとして記載しました。(p112)</p>

番号	意見要旨	対応
28	<p>吸収源について、資料説明の中で、ブルーカーボンや森林吸収の話もあったが、今後何年もかけて森林を増やしていく等の話があれば、吸収源に繋がる話であるので、今回の戦略に記載されたい。(末吉委員)</p>	<p>吸収源としての造林面積は年間 30ha 程度ですが、森林の持つ多面的機能を発揮させるために、第4章「2 部門別の個別施策」の「(7)温室効果ガスの吸収源対策」において、「各主体の行動・取組等を促進する県の施策等」として、以下の取組を記載しました。(p109)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本県の充実した森林資源を生かす「伐る・使う→植える→育てる」の循環型林業を推進します。 <p>また、新たな吸収源の確保、ブルーカーボンに関する取組として、以下の取組を記載しました。(p111)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 豊かな海を有する本県において、干潟・浅場・藻場の生態系を整え、海草(アマモなど)や海藻、植物プランクトンなど、海の生物の作用で海中に取り込まれる炭素である「ブルーカーボン」の貯留を促進します。
29	<p>中小企業への取組として、カーボン・オフセットによるクレジットのような取組もあり得るという表現でよいので記載されたい。(末吉委員)</p>	<p>本県では、森林経営が行われていない森林は、市町村が主体となり森林の集約化を図り効率的な林業経営や森林整備を実施するための「森林管理経営制度」を2019年度に創設しており、同制度に基づき取組を進めているところです。</p> <p>また、第4章「2 部門別の個別施策」の「(7)温室効果ガスの吸収源対策」の「各主体の行動・取組等を促進する県の施策等」に、以下の取組(カーボン・オフセット)を記載しました。(p111)</p>
30	<p>大きな企業が集まっている愛知県においては、企業も森林を持っているが、他県の森林であったりするので、愛知県内で森林信託※という仕組みを使って、吸収源を確保するような仕組みをつくられたい。(曾山委員)</p> <p>※森林信託：森林の所有者が森林を他者に信託し、受託者が林業事業者に経営管理を委託し、その収益を受託者に配当する仕組み</p>	<p>以下の取組(カーボン・オフセット)を記載しました。(p111)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者の省エネ設備の更新や森林による吸収等より温室効果ガス削減量のクレジットの創出を促し、他事業者の排出量の削減に活用できるよう、必要な情報提供を行います。

番号	意見要旨	対 応
31	<p>現行戦略の適応策は、今回の戦略ではなくなるのか。 また、地球温暖化の緩和策や適応策を検討するにあたり、地球温暖化の動向を示す元となる気象データの記載が必要である。(山浦委員)</p>	<p>現在の適応策については、「あいち地球温暖化防止戦略 2030」の別冊として 2020 年 7 月に「愛知県気候変動適応計画」を策定しました。 今回の戦略改定に合わせて、同計画についても改定するものです(資料 3)。</p>
32	<p>今回の戦略の中に、適応計画を別途作成した経緯等が分かるように記載する必要がある。(青木座長)</p>	<p>また、今回の戦略の第 1 章 「2 基本事項」の「(4) 戦略が扱う範囲に別冊として作成する旨を記載するとともに、「愛知県気候変動適応計画 (別冊)」の最初のページ「～ 改訂版策定の背景～」中に、これまでの策定の経緯を記載しました。 地球温暖化の動向を示す気象データについて、「あいち地球温暖化防止戦略 2030」の本編 (p 7～10) 及び資料編 (p 5、6) に記載するとともに、「気候変動適応計画 (別冊)」の p 2～6 にも記載しました。</p>